

志木市地域経済応援プレミアム付商品券特定取引マニュアル

- 1 名 称 志木市地域経済応援プレミアム付商品券（以下「商品券」という）
- 2 取扱店募集委託団体 志木市商工会（以下「商工会」という）
- 3 取扱店募集期間 令和2年 8月20日（木）～令和3年2月28日（日）
- 4 商品券申込期間 ハガキ：令和2年9月1日（火）～令和2年9月29日（火）消印有効
WEB：令和2年9月15日（水）～令和2年9月30日（水）
- 5 商品券抽選日 令和2年10月 5日（月）

当選しても購買されない等の理由により売れ残りが発生した場合、1回目の抽選の落選者より再抽選を行います。

再 抽 選 日 令和2年10月27日（火）

- 6 請求書発送日 令和2年10月 6日（火）
再抽選請求書発送日 令和2年10月28日（水）
- 7 商品券代金払込期限 令和2年10月20日（火）
再抽選代金払込期限 令和2年11月11日（水）
- 8 商品券発送日 令和2年11月 5日（木）
再抽選商品券発送日 令和2年11月25日（水）
- 9 有効期間 令和2年11月10日（火）～令和3年2月28日（日）
※期間を過ぎた商品券は無効となります。
- 10 換金受付期間 令和2年11月10日（火）～令和3年3月15日（月）
- 11 発行総額 4億5,000万円
（プレミアム分50%：1億5,000万円分含）
- 12 発行券 1冊10,000円 額面500円券 30枚綴り
※飲食店のみで使用可能な飲食券 6枚（3,000円分）
全ての登録店で使用できる共通券 24枚（12,000円分）
※購入限度額1人あたり5万円（5冊）まで応募可能
- 13 発行枚数 30,000冊
- 14 特定取引

商品券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借り受け又は役務の提供をいう。

15 特 定 事 業 者

志木市商工会に加盟している飲食店・小売店・サービス業・建築業等で特定取引を行い、受け取った商品券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者。

16 商 品 券 販 売 先 東武トップツアーズ(株) 埼玉西支店

市民・市内在勤者からの申込受付、問い合わせ業務・プレミアム付商品券の発行・管理、請求・入金業務・商品券発送等を東武トップツアーズ(株)埼玉西支店へ業務委託する。

17 購 入 対 象 者 等 市内在住者・在勤者

18 使 用 範 囲

- ①商品券は、特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。
- ②特定取引に使用された商品券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、特定事業者からの当該上回る額に相当する金銭の支払いは行われぬものとする。
- ③商品券は、転売、譲渡及び換金を行うことができない。
- ④商品券は、交付された本人又はその代理人若しくは使用者に限り使用することができる。
- ⑤商品券は、以下に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。
 - (1) 不動産や金融商品（地代、家賃、駐車料等賃料は除く）
 - (2) たばこ
 - (3) 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
 - (4) 事業活動のための原材料、機械器具類及び仕入商品の購入
 - (5) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
 - (6) 国税、地方税や使用料などの公租公課

19 釣 銭 に つ い て 釣銭は出さない

20 取 扱 店 申 込 方 法

- ①「取扱店の登録申込書（以下「申込書」という）」に必要事項を記入の上、志木市商工会へお申し込みください。※申込書類は、志木市商工会にご用意しております。
- ②受付期間は令和 3 年 2 月 28 日（日）まで
- ③申込みのあった事業者は、商工会において審査の適否を行い、取扱店として承認いたします。

21 取 扱 店 の 責 務 等

- ①取扱店であることが明確になるよう、商工会で作成したステッカー・ポスターを分かりやすい場所に掲示してください。

- ②利用者が持ち込んだ商品は、受け取るまでに問題ないか確認し、偽造された商品券と判断できる場合、商品券の受け取りを拒否し、その事実を商工会へ速やかに報告してください。
- ③商品券を受け取った時は、他店での再使用防止の為に、裏面の所定欄に取扱店に記入又は押印することとし、既に取扱店の記入・押印がある場合は、受け取りを拒否してください。
- ④取扱店自らの事業上の取引（商品などの仕入等）に使用しないでください。
- ⑤利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れの等による損失は取扱店の責務とします。
- ⑥取扱店が換金する場合、受取商品券と商品券換金請求書（取扱店で記入）並びに商品券の裏面の所定欄に取扱店の記入・押印済の商品券を商工会に提出してください。

22 そ の 他

- ①取扱店に登録された事業者には、商品券取扱店ステッカー、ポスター等を10月末までに配布いたします。
- ②この「取扱店募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認を取り消す場合があります。また、違反により損害金が発生した場合は請求する場合があります。
- ③取扱店情報は、市・商工会ホームページや商品券取扱店一覧表で周知いたします。

23 換 金 に つ い て

- ①**換金できる期間は、令和2年11月10日(火)から令和3年3月15日(月)までです。換金期間を過ぎた商品券は無効となりますので、ご注意ください。**
- ②換金は商工会で行います。その際、登録証明書を提示し、必要事項および捺印をしていただいた「令和2年度 志木市地域経済応援プレミアム付商品券換金請求書兼預り証」と取扱店等の記載またはゴム印を押印した使用済み商品券をご提出ください。
- ③原則振込扱いといたしますので、別途指定銀行・口座番号等の必要事項も併せてご記入ください。ご指定口座に2営業日後までにお振込みさせていただきます。
振込手数料は全額商工会が負担いたします。尚、20枚までは現金での支払いも可能です。

24 問 合 せ 先

志木市商工会 志木市本町 1-6-30 電話 048-471-0049 Fax048-471-0057
メール:info@shikishishokokai.net
(電話は平日の午前9時から午後5時まで)

